

## EUにおける銀行監督当局カレッジと監督強化の枠組み

宮城学院女子大学 太田瑞希子

従来、EUでは、国境を越えてEUレベルで統合された金融市場と各国レベルに留まる規制・監督権限という問題点をEU機関及び各国ともに認識し、必要な改善策を模索しながらも、第3階層委員会の機能強化や監督実務の収斂は十分では無かった。今次の金融危機は、EU域内の銀行監督体制における各国間協力の不備が露呈させ、結果としてEUは各国監督当局の権限は維持しながらも、銀行グループの業務の国際化に対応するために、より域内協力・協調を進める枠組みの強化を加速させ始めた。その中で、特に2つの大きな流れが、自己資本規制(CRD)改正案とランファルシー・プロセス委員会の機能強化である。

金融危機以後の改善策の第一弾として欧州委員会がCRD改正案で提案したのが、複数の加盟国間で業務を展開する銀行グループに対する監督のための監督当局カレッジ「Colleges of Supervisors」である。監督当局カレッジ自体は、決して新しいアイデアではなく、EUでは既にいくつかのカレッジが構成されてきた。北欧におけるNordea監督当局カレッジやベルギー等におけるFortis及びDEXIA監督当局カレッジ等が代表的先例である。これら先例の検証は、監当局カレッジの有効性と同時にその機能の限界を把握するためには不可欠である。CRD改正案によって、これまでは関与する各国監督当局間の覚書によってカレッジ毎に取り交わされていた、構成・開催頻度・業務分担等が、EU法の法的根拠を得て、共通の基準の下で構成されることとなった。

また、欧州銀行監督当局委員会(CEBS)等のランファルシー・プロセスの第3階層委員会は、域内における監督実務の収斂や情報交換といった協力の促進等を目的とした合議・協調のための組織であるが、策定する指針・勧告・基準に法的拘束力が無いため、その有効性の限界を指摘する声は少なくなかった。2008年10月のEU財務省理事会における、これら第3階層委員会の機能強化の決定は、各国に委員会の勧告の遵守を可能な限りにおいて促進することとなった。

この両者は、それぞれ個別の動きとして認識されるべきではなく、相互補完的に機能するものとして並列して考慮する必要がある。ランファルシー・プロセス委員会(第3階層委員会)の策定・公表する指針・勧告・基準はあくまで法的拘束力を持たないが、CRD改正案はEU法として監督当局カレッジにEC法を法的根拠として提供し、同時に融資規制や銀行の資本に関するEU域内基準の明確化を図るものである。この2つの政策を同時施行することにより、監督枠組み強化への2面からのアプローチが相互補完的に機能しながら成されるのである。